

神奈川県障がい者アスリート支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京2020パラリンピック競技大会を契機として神奈川県育ちの障がい者アスリートの継続的な競技力向上を目指し、予算の範囲内において補助金を交付する神奈川県障がい者アスリート支援事業（以下「支援事業」という。）について補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）加盟競技団体から推薦を受けた者で第6条の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）の中から、第7条に規定する神奈川県障がい者アスリート支援事業補助対象者選考委員会（以下「選考委員会」という。）により選考され、知事が補助金の交付を決定した者とする。

(1) 選手 次のいずれかに該当し、かつ、第3条に規定する対象競技の選手で、日本パラリンピック委員会加盟団体強化指定選手又は強化指定が有力な者で、夏季・冬季パラリンピック又はデフリンピックにおいて活躍が期待され、本県の障がい者スポーツの推進へ協力の意思のある者とする。ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）のトップアスリート認定されている選手又は他都道府県の助成等を受けることになった選手は除く。

ア 神奈川県内に在住、在勤又は在学している者

イ 神奈川県内に主な活動拠点を有する者

ウ 神奈川県内の中学校、高等学校又は特別支援学校等を卒業した者

(2) 指導者 補助対象者を指導している指導者とする。

(対象競技)

第3条 対象競技は、夏季・冬季パラリンピック、デフリンピック正式競技とする（別表1）。

(補助額及び補助対象経費)

第4条 補助対象者に対する補助額及び補助対象経費は、別表2に掲げるものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、交付決定日から当該年度の3月31日までとする。ただし、事前着手届（参考様式1）を提出した場合は、当該年度の4月1日又は事前着手届（参考様式1）提出日のいずれか遅い日とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助を受けようとする者は、神奈川県障がい者アスリート支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 推薦書

(4) 申請内容を確認するための書類

(5) 同意書（未成年の場合のみ参考様式2の同意書の提出を求めるものとする。）

(補助対象の選考)

第7条 補助対象は、申請者の中から次の各号の委員をもって構成する選考委員会により選考を行うものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ関係団体
- (3) 行政機関

2 選考委員会の設置及び運営については、別に定める。

(補助金交付の決定)

第8条 知事は、選考委員会における選考結果に基づき申請者に対し、補助金の交付を決定したときは、神奈川県障がい者アスリート支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県障がい者アスリート支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(補助金の支払)

第9条 補助対象者に対する補助金の支払については、交付決定された額を概算払いにより一括で支払うものとする。

2 当該年度のJSCトップアスリート認定日より前に交付決定を行なった場合は、JSCトップアスリート認定日後に、JSCトップアスリート認定日後に交付決定を行なった場合は、交付決定後に、速やかに支払うものとする。

(暴力団排除)

第10条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報や神奈川警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助対象者が第1項に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第11条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は補助金等の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 補助対象経費の大区分の20%以内の変更

イ 計上している大区分の事業内容の変更

(2) 当該年度のJSCトップアスリート認定日より前に交付決定を受けた場合は、交付決定後に当該年度のJSCトップアスリートに認定された者に限り、交付決定を取消すものとし、神奈川県障がい者アスリート支援事業補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(3) 当該年度の他都道府県の助成等認定日より前に交付決定を受けた場合は、交付決定後に当

該年度の他都道府県の助成等を受けることになった者に限り、他都道府県の助成等の認定状況にかかる報告書（第5号様式）により、知事に報告するものとする。知事は当該報告を受けた場合には、交付決定を取り消すものとし、神奈川県障がい者アスリート支援事業補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。また、すでに概算払いを行っていた場合は、交付した補助金の全額は知事に返還するものとする。

- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（変更の承認）

第12条 前条第1号及び第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県障がい者アスリート支援事業補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第7号様式）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 変更事業実施計画書
- (2) 変更収支予算書

（申請の取り下げのできる期間）

第13条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第14条 規則第10条の規定による状況報告は、神奈川県障がい者アスリート支援事業補助金実施状況報告書（第8号様式）に次の書類を添えて、上半期終了後30日以内に行わなければならない。

- (1) 事業実施状況報告書
- (2) 収支状況報告書

（実績報告）

第15条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県障がい者アスリート支援事業補助金実績報告書（第9号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日までに行わなければならない。ただし、補助事業が年度末に終了するものにあたっては、15日以内に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算報告書

（補助金の額の確定）

第16条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第8条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、補助対象者に対し通知するものとする。

（申請書類等の代筆）

第17条 当該事業において、申請者又は補助対象者が申請書類等を作成することができない事情があるときは、本人の意思を確認した上で、次に掲げる者が代筆することができる。

- (1) 配偶者

(2) 親権者

(3) 3親等内の親族

(4) 前3号に掲げる者以外の申請者又は補助対象者を介護している者

(書類の整備等)

第18条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(届出事項)

第19条 補助対象者は、住所又は氏名を変更したときは、すみやかに文書によりその旨を知事に届け出なければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

この要綱は、平成30年4月16日から施行する。

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

この要綱は、令和2年3月27日から施行する。

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

この要綱は、令和4年1月19日から施行する。

この要綱は、令和5年2月6日から施行する。

この要綱は、令和6年1月22日から施行する。

神奈川県障がい者アスリート支援事業対象競技一覧

対象競技	
パラリンピック	デフリンピック
アーチェリー、陸上競技、ボッチャ、自転車、馬術、5人制サッカー、ゴールボール、柔道、パワーリフティング、ボート、射撃、水泳、卓球、シッティングバレーボール、車いすバスケットボール、車いすフェンシング、車いすラグビー、車いすテニス、カヌー、トライアスロン、テコンドー、バドミントン、アルペンスキー、パイアスロン、クロスカントリースキー、アイスホッケー、スノーボード、車いすカーリング	陸上競技、バスケットボール、バレーボール、サッカー、柔道、ビーチバレーボール、バドミントン、卓球、水泳、テニス、空手、自転車、ボウリング、テコンドー、射撃、レスリング(フリースタイル・グレコローマン)、マウンテンバイク、オリエンテーリング、ゴルフ、ハンドボール、アルペンスキー、スノーボード、クロスカントリー、アイスホッケー、カーリング、フットサル

(別表2)

神奈川県障がい者アスリート支援事業補助対象額及び補助対象経費

補助額			
選手*	区分1	1人あたり年間50万円以内	
	区分2	1人あたり年間20万円以内	
指導者	1人あたり年間25万円以内		
補助対象経費	大区分	小区分	
選手	旅費	①海外遠征	国際大会出場や練習を行うための海外への派遣に係る費用
		②国内遠征	全国大会や強化練習会(合宿舎)等への派遣に係る費用
	需用費	③競技用具の整備	対象者が競技に使用する消耗品(10万円未満)の購入又は修理に係る費用
	その他	④外部指導者招聘	国内外よりコーチ及びトレーナーを招いた際の謝金等に係る費用
		⑤医科学サポート	運動能力測定等に係る費用
		⑥栄養費	(食費を除く)
指導者	旅費	①コーチプログラムへの参加に係る費用	
		②国内外指導者の指導方法の習得に係る費用	
		③上級指導者資格の取得に係る費用	
	その他	④国内外遠征帯同中の有力コーチの指導方法の視察に係る費用	

※ 選手の区分については、別に定めることとする。